

# ○住民票などのコンビニ交付が始まりました

1月16日からマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付が始まりました。マイナンバーカードをお持ちの方は全国にある左記のコンビニエンスストアのマルチコピー機を利用して証明書を取得できます。

## ■取得可能なコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

## ■利用可能時間

午前6時30分から午後11時まで（12月29日から翌1月3日、システムメンテナンス日などを除く）

## ■取得できる証明書

住民票、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、所得証明書、課税・非課税証明書（税証明書は最新年度のものに限りです）

## ■利用できる方

小野町に住所もしくは本籍地がある方のみご利用できます。

※小野町外にお住まいで小野町に本籍地がある方は、別途利用登録が必要です。また取得できるのは戸籍謄本・抄本、戸籍の附票のみです。

## ■必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（マイナンバーカード受け取りの際に設定した4桁の暗証番号）
- ・各種証明書手数料

## ■証明書の取得方法

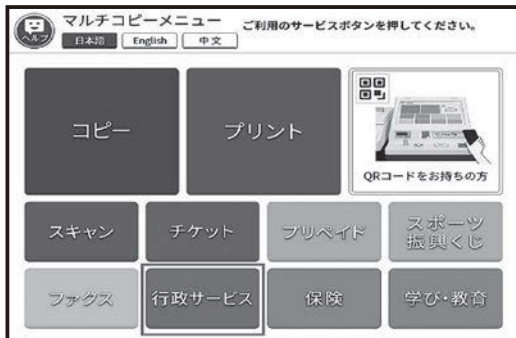
コンビニのマルチコピー機にある【行政サービス】のボタンから証明書の申請ができます。マルチコピー機により操作方法が異なりますので、それぞれの操作方法に従い、申請してください。コンビニ交付について不明な点は町民生活課までお問い合わせください。

## ■町民生活課

72-16933

各マルチコピー機のイメージ表示です。参考にしてください。

### セブンイレブン



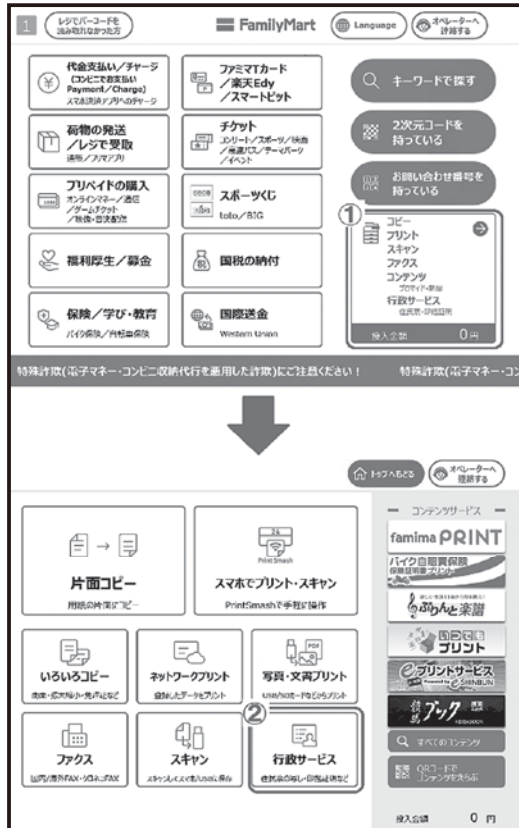
### ローソン



### ミニストップ



### ファミリーマート



詳細は町公式ウェブサイトをご確認ください。



町公式ウェブサイト



証明書の取得方法について

## ○マイナンバーカード マイナポイントについて

マイナンバーカードの申請や受け取りをされたい方で、仕事や学校などで平日に役場に来ることが難しい方のために、休日・延長窓口を開設しています。

なお混雑緩和のため【予約制】とさせていただきます。予約については、町民生活課までご連絡ください。

### 「マイナポイントの申請はお済みですか」

2月末までにマイナンバーカードを申請された方は、マイナポイントの申請をすることができます。(現在、マイナンバーカードをお持ちの方は全員が申請の対象となります。)

### 《マイナポイントとは?》

対象のキャッシュレス決済のカードやアプリをお持ちの方が、マイナンバーカード受け取り後、マイナポイントの

申し込みをするとお買い物のおきに使えるポイントが最大20,000円分もらえる制度です。

①キャッシュレス決済の登録および入金(チャージ)またはお買い物

↓最大5,000円分

②健康保険証としての利用登録※

↓7,500円分

③公金受け取り口座の登録※

↓7,500円分

※すでに②および③の登録をされている方についても、令和4年6月30日以降にマイナポイントの申し込みをしないとポイントがもらえません。

マイナポイントの申請がまだお済みでない方は、お早めに申請手続きをしましょう。またご自身や家族のスマートフォンからも申し込みができます。

ます。ご自身での手続きが困難な方は、役場窓口で申請のお手伝いをしています。

☎町民生活課

7216933



マイナポイント



マイナポータル



### マイナンバーカード休日窓口・延長窓口日程表(3月分)

日	月	火	水	木	金	土
			01 延長窓口 17:15~ 19:00	02	03	04
05	06	07	08 延長窓口 17:15~ 19:00	09	10	11
12 休日窓口 8:30~12:00 13:00~17:00	13	14	15 延長窓口 17:15~ 19:00	16	17	18
19 窓口開庁日 ※手続き不可	20	21 春分の日	22 延長窓口 17:15~ 19:00	23	24	25
26	27	28	29 延長窓口 17:15~ 19:00	30	31	

※第3日曜日は窓口開庁日ですが、システムメンテナンスのため受け付けなどはできません。

※休日・延長窓口では、マイナンバーカードの「申請」と「受け取り」業務を優先しますので、マイナポイントの申し込み支援は行っていません。マイナポイントの申し込みを希望される方は、役場備え付けの端末を使用してご自身で申請をするか、平日の開庁時間内に窓口までお越しください。

## 軽自動車の譲渡・廃車手続きなどは 3月31日までに！

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車やバイク、耕運機、トラクターなどを所有している方に課税されます。

自動車税種別割(県税)とは異なり、4月1日以降に廃車した場合は、1年間分の税額を納めていただくようになります。

### 《チェック項目》

#### ☑その1

廃車や名義変更などの手続きは3月31日までに行之ましょう。

軽自動車を譲渡または廃車した場合には、必ず3月31日までに手続きをしましょう。すでに車両を処分して手元がない場合や長年使用せず放置したままの場合、廃車の届け出をしないと、課税されたり、譲渡しても旧所有者に課税されたりしてしまいます。また亡くなられた方が所有してい

た車両についても、名義変更や廃車の手続きをお願いします。

#### ☑その2

県外で廃車・住所変更・名義変更などをされた方は「税止め」の手続きを行います。

「税止め」とは、小野町で課税されている「いわき」ナンバーの軽自動車やバイクなどを県外で廃車したり、県外ナンバーに変更したりした場合に課税を止める手続きを言います。この手続きは、基本的に自己申告となっていますが、軽自動車検査協会が有料で代行手続きを行っています。代行手続きの詳細については、軽自動車検査協会へお問い合わせください。自己申告により税止めの手続きをする場合は、受付印のある次の書類のいずれかを税務課に持参するか郵送してください。

【軽四輪・二輪の小型自動車の場合】

- ・軽自動車税変更申告の控え
- ・自動車検査証返納届の写し
- ・変更前後の自動車検査証の写し

【軽一輪の場合】

- ・軽自動車届済証返納証明書
- ・変更前後の自動車検査証の写し

#### ☑その3

いわきナンバーの小型特殊自動車は運輸支局で手続きを行い、手続きの後は役場にも届出をしましょう。

いわきナンバーの小型特殊自動車(農耕作業車など)を廃車する場合は、福島運輸支局で手続きを行うようになります。そのときには、廃車したことが分かる書類を発行してもらい、その書類を役場税務課に持参してください。この届出をしないと、役場では車両の登録状況を把握できないため、軽自動車税(種別割)が課税されたままとなります。

#### ☑その4

個人売買もしくは知人間の譲渡は、名義変更を確実にに行いましょう。

バイクなどを個人で売買や譲渡した場合には、名義変更や廃車の手続きを確実にに行いましょう。名義変更をしないと、車両がなくても旧所有者に課税されてしまいます。特に、インターネットを介したやりとりでは、後から問題が起きて相手と連絡が取れなくなってしまう可能性があります。売買や譲渡をする前にナンバープレートを取り返すなどして、トラブルを未然に防ぎましょう。

※車両を処分した際には必ず廃車したことになりません。必ずナンバープレートを取り返すとともに、廃車の手続きを行ってください。また個人で売買や譲渡をして名義変更などを相手方に依頼した場合は、必要な手続きが済んでいることを必ず確認してください。

【小野町ナンバーの車両】

- ◆ 原動機付自転車、小型特殊自動車など

税務課

☎ 72-6932

【いわきナンバーの車両】

- ◆ 軽自動車、特殊けん引車など

☎ 軽自動車検査協会福島事業所いわき支所

☎ 050-3816-1838

- ◆ 125ccを超え250cc以下のバイク

☎ 福島県自動車協会いわき支所

☎ 0246-72-0656

- ◆ 250ccを超えるバイク、小型特殊自動車

☎ 福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所

☎ 050-5540-2016



## お忘れではないですか？ 自動車は3月31日までに運輸支局へ登録を！

自動車税種別割は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録された名義上の所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が5月末日までに納めることになっていきます。自動車を譲渡したり、廃車したりした場合には、必ず運輸支局で登録手続きをしましょう。

### 《自動車税種別割トラブル防止3カ条》

#### ◆その1

抹消などの手続きは、3月31日までに運輸支局で行いましょう。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたときは、3月31日までに運輸支局で登録手続きが終了しないと、実際に使用をやめても、自動車税種別割が課税されます。

#### ◆その2

転居したら、運輸支局で車検証の住所変更をしま

しょう。

住民票を移しただけでは車検証の住所は一緒には変わりません。運輸支局に登録しましょう。

やむを得ず手続きができないときは、県中地方振興局県税部までご連絡をお願いします。

#### ◆その3

納税証明書は車検証と一緒に大切に保管しましょう。

自動車の継続検査（車検）を受けるときには、運輸支局で納税確認をしますの  
で、自動車税種別割を納めたときに交付される領収証書と納税証明書は保管しましょう。またリサイクル券も次回車検時、廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。



※登録手続きを依頼した場合は、登録が済んでいることを依頼先に必ず確認しましょう。

【自動車の登録について】

☎ 東北運輸局福島運輸支局

☎ 050-5540-2015

☎ いわき自動車検査登録事務所

☎ 050-5540-2016

【自動車税種別割について】

☎ 県中地方振興局県税課  
税第二課

☎ 024-935-1261

## 郡山税務署からのお知らせ

### 消費税の「インボイス制度説明会」および「登録申請相談会」の開催について

開催日時	2月22日(水)	10:00から12:00まで	課税事業者向け
		14:00から16:00まで	免税事業者向け
	3月14日(火)	10:00から12:00まで	免税事業者向け
		14:00から16:00まで	課税事業者向け
	3月23日(木)	10:00から12:00まで	免税事業者向け
		14:00から16:00まで	
開催場所	ビッグパレットふくしま 3階 中会議室(郡山市南二丁目52)		
定員	2月22日・3月14日 各60人 3月23日 120人		
予約方法	郡山税務署法人課税第一部門(☎024-932-2045(直通))へ 開催日前々日17時までにお電話ください。		
備考	新型コロナウイルス感染症の拡大などによっては中止することがあります。		



## ○ふくしま就職ガイダンスを開催します ～学生、既卒者の皆さんへ～

令和6年3月に大学などを卒業（修了）予定の方、令和3年3月以降に大学などを卒業（修了）された方などを対象に、県内に就業場所があり、参加対象学生などを正社員として採用する計画のある事業所の企業説明会を開催します。ぜひご参加ください。

### ◆開催日時など

○ふくしま就職ガイダンス  
(オンライン)

#### 【日時】

3月2日①から5日②まで

☎福島県雇用労政課

024-521-7290

○ふくしま就職ガイダンス  
(福島会場)

#### 【日時】

3月6日③

午前10時30分から午後4時30分まで

#### 【会場】

ビッグパレットふくしま多目的  
展示ホール

☎福島労働局職業安定課

024-529-1539

○ふくしま就職ガイダンス  
(東京会場)

#### 【日時】

3月9日④

午前10時から午後4時まで

#### 【会場】

東京都立産業貿易センター浜松  
町館

☎福島県雇用労政課

024-521-7290

### ◆主催

厚生労働省福島労働局、福島県

### ◆その他

事前にウェブサイトから参加予約をお願いします。



福島労働局ウェブサイト



福島県ウェブサイト

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の支給について

国民健康保険および後期高齢者医療に加入する方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受けることができなくなってしまった場合に傷病手当を支給しています。

令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間に療養のため就労できなかった方が対象で、就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労できない期間が支給対象期間となります。

申請には、医師の意見書(医療機関を受診した場合)および事業主の証明書が必要となりますので、事前に必ず電話でご相談ください。

☎町民生活課  
72-6933

## 福島県最低賃金が令和4年 10月6日から変わりました

**時間額 858円**

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどの名称にかかわらず県内のすべての労働者に適用され、使用者はその金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算出されません。

- \*精皆勤、通勤、家族手当
- \*時間外、休日の割増賃金および深夜手当
- \*臨時に支払われる賃金、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

☎福島県労働基準部賃金室  
024-536-4604

## 町税など納期のご案内

納期限

2月28日(火)

固定資産税 4期  
国民健康保険税 8期  
後期高齢者医療保険料 7期

※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。



スマートフォン決済アプリでの納付について  
詳しくは、町公式ウェブサイトをご覧ください

### ◆町では口座振替での納付を推進しています

口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度です。ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法の詳細については、税務課へお問い合わせください。

### ◆固定資産税・国民健康保険税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます

ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は使用できません。

問 税務課 ☎72-6932

## 国民年金コーナー

### －「令和4年分公的年金などの源泉徴収票」が発送されました－

令和4年中に国民年金や厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受給された方に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする『令和4年分公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構から順次発送されました。

源泉徴収票に記載されている事項は、令和4年中に支払われた年金の合計額、年金から特別徴収された社会保険料の金額(国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および所得控除内容となっています。

源泉徴収票は確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。



### ◆源泉徴収票を紛失したときは

源泉徴収票を紛失した場合には、日本年金機構で再交付の受け付けをしていますので、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。なお電話による再交付の場合には、発送まで2週間程度かかります。お急ぎの方はお近くの年金事務所までお問い合わせください。

再交付の申請には基礎年金番号などが必要となりますので年金証書などをご準備ください。

### 《源泉徴収票の再交付に関する問い合わせ》

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

☎03-6700-1165

(050で始まる電話でかける場合)

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933